

桑名市水道水源保護審議会傍聴の心得と注意事項

(趣旨)

第1条 この要綱は、桑名市水道水源保護審議会(以下「審議会」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴をする上での手続き)

第2条 傍聴希望者の受付は、審議会開催予定時刻5分前までとする。

2 傍聴希望者は、受付で、「桑名市水道水源保護審議会傍聴要綱」を受け取り、承諾したものは、傍聴受付簿(別紙様式1)に所要事項を記入し、係員の指示に従い入場、着席しなければならない。

(傍聴できない者)

第3条 次の各項に該当するものは、審議会を傍聴することができない。

- (1) 凶器等により人に危害を加え、又は、迷惑をおよぼすおそれのある物を所有している者。
- (2) 酒気を帯びている者。
- (3) ビラ・プラカード・旗・のぼりの類を所持している者。
- (4) はちまき・腕章・たすき・ゼッケン・ヘルメットの類を着用または所持している者。
- (5) ラジオ・拡声器・無線機・マイク・録音機・写真機の類を所持している者。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者はこの限りでない。
- (6) 前各号に掲げる者のほか、会長が審議会を傍聴させることが不適当と認める者。

(傍聴人の守るべき事項)

第4条 傍聴人は静粛を旨とし、次の各号を守らなければならない。

- (1) 審議に対して批評を加え、又は拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等審議会を妨害しないこと。
- (3) 飲食、喫煙等をしないこと。
- (4) みだりに席を離れないこと。
- (5) 携帯電話等の使用をしないこと。
- (6) その他秩序を乱し、又は審議会の妨害となるような行為をしないこと。

(撮影、録音の禁止)

第5条 傍聴人は審議会において写真、映画等を撮影し、又は録音をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を得た者はこの限りでない。

(会長等の指示)

第6条 会長は審議会の秩序の維持及び円滑な審議のため、傍聴人に対し必要な指示をし、又は係員に指示をされることができる。

(傍聴人の退場)

第7条 傍聴人は、次の各号に掲げる場合には、速やかに退場しなければならない。

- (1) 会長が審議会を非公開とすることを宣言し、傍聴人の退場を命じたとき。
- (2) 傍聴人がこの注意事項に反し、会長が退場を命じたとき。